

発行所 株式会社 FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678  
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 有取税引下げられるが、譲渡益課税強化

Q：有価証券を譲渡した場合、改正により何が変わるのですか。

A：有価証券取引税の税率が引き下げられます。反面、源泉分離課税を選択した場合、重課となります。

#### 【解説】

税制改正大綱によりますと、株券等の第2種取引（証券会社を譲渡者とする営業としての売買ではない一般の取引）に係る税率が万分の30から万分の21に引き下げられます。

これは、8年4月1日から10年3月31日までの間の措置です。

このように有価証券取引税の税率の引下げが行なわれる反面、上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税について、8年4月1日から10年3月31日までの間に行なわれる「みなし譲渡利益率」が、現行の5%から5.25%に引き上げられます。

上場株式等を売却した場合、その譲渡益について源泉分離課税を選択した場合、現行では譲渡代金の1%（5%×20%）を源泉徴収されていましたが、今後は、譲渡代金の1.05%（5.25%×20%）が源泉徴収されることとなります。

